

協定書

町部万長

学校法人東京理科大学

災害時等における協力体制に関する協定

長万部町（以下「甲」という。）と学校法人東京理科大学（以下「乙」という。）は、長万部町内において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に定める地震、風水害その他の災害、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時等における町民及び町内在学在勤者等（以下「町民等」という。）の安全確保、生活復興等災害対策を迅速に推進するための甲乙の協力体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第 2 条 乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる事項について協力するものとする。

- (1) 災害時等の緊急避難場所として避難者の受入
- (2) 学生、教職員等による救援活動の協力
- (3) 食料品、生活物資等の提供及び備蓄
- (4) 災害対策本部を長万部町役場内に設置できない場合において、災害対策本部の機能を代替することができる施設の提供
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、甲乙協議により必要と認められる事項

（協力要請）

第 3 条 甲は、乙に前条の規定により協力を要請する必要がある場合は、事前に乙に対して文書又は口頭により、甲においては総務課、乙においては長万部事務部を通じて行うものとする。

（協力）

第 4 条 乙は、甲から前条の規定による協力要請を受けた場合は、協力の内容に従って可能な限り協力するものとする。ただし、やむを得ない事情により協力要請に応じられない場合は、この限りでない。

（施設使用期間）

第 5 条 第 2 条の規定により乙の大学施設を使用する場合の使用期間は、災害時等の日から 7 日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、期間の延長を行うことができるものとする。

(経費の負担)

第6条 第2条の規定による協力に要した経費は、甲が負担するものとする。ただし、同条第3号の規定により提供する食料品、生活物資等については、甲が事前に災害用備蓄品として購入し、乙の管理する備蓄倉庫等に保管するものとする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第7条 第2条により乙の大学施設等を使用したときに施設等の破損が生じた場合は、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。ただし、自然災害による破損はこれに含まれないものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第8条 乙は、第2条の規定により乙の大学施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも書面による申し出がないときは、同一の内容で、さらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成26年11月16日

北海道山越郡長万部町字長万部 453 番地 1

甲 長万部町

長万部町長 木 幡 正 志



東京都新宿区神楽坂 1 丁目 3 番地

乙 学校法人 東京理科大学

理 事 長 中 根 滋

